

大阪府警察本部告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により、令和6年4月1日から令和7年11月30日までにおける次の表の左欄に掲げる放置違反金の収納の事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託した。

令和6年3月13日

大阪府警察本部長
警視監 向山 喜浩

事務の内容	受託者
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	りそな決済サービス株式会社
直営店及び加盟店における放置違反金の収納に関する事務	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ローソン
	株式会社ファミリーマート
	ミニストップ株式会社
	株式会社ポプラ
	株式会社セイコーマート
	山崎製パン株式会社
	株式会社しんきん情報サービス